平成２２年（フ）第６２号
兵庫県豊岡市下陰402番地の７　ルビーハイツ１号棟２号室、前住所兵庫県豊岡市九日市上町163番地の１　第二三和荘16号
債務者　長尾　一寿
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県豊岡市下陰402番地の７　ルビーハイツ１号棟２号室、前住所兵庫県豊岡市九日市上町163番地の１　第二三和荘16号
債務者　長尾トメ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
徳島市富田浜１丁目11番地―202
債務者　西口　千加（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
石川県加賀市山代温泉北部３丁目32番
債務者　山下　裕治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４８号
石川県加賀市大聖寺弓町52番地、住民票上の住所石川県加賀市大聖寺金子町３番地の２
債務者　菊池　　章
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４４号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦779番地３　殿ノ浦西市営住宅
債務者　佐々木孝広
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２２４号
青森市小柳１丁目12番９号
債務者　伊藤　廣光
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
青森県下北郡東通村大字尻屋字村中22番地１
債務者　畑中　郁美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
青森市大字浪館字志田９番地13
債務者　横山　幸治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
静岡県浜松市中区小豆餅４丁目３番５号
債務者　松井耐枝子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
静岡県浜松市東区天龍川町303番地の３　Ｊハイム東浜松1413号室
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
神戸市東灘区住吉南町５丁目２番２号アバントコート住吉３Ｃ号、従前の住所神戸市垂水区潮見が丘１丁目１番15―309号
債務者　赤峯雄一朗
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３７号
神戸市長田区御屋敷通１丁目４番10―302号
債務者　ヘアー＆エステ　イージスこと　福田節子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５５号
神戸市中央区籠池通２丁目２番20号ラ・メゾン・ドゥ・レスポワール１Ｅ
債務者　倉本　秀和
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５９号
神戸市兵庫区梅元町７番18号村田ハイツ203号
債務者　岡　　範行
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６１号
神戸市須磨区稲葉町２丁目１番９号ヴィラン橋本201号、従前の住所神戸市須磨区月見山町３丁目３番10号
債務者　光山　正子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７２号
神戸市長田区上池田４丁目８番13号ミノルハイツ101号、従前の住所神戸市長田区上池田１丁目13番16号
債務者　厚　　義子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部